

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第二一号）（衆議院送付）要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税の改正

1 所得税から個人住民税への三兆円の税源移譲を行うため、個人住民税の税率を見直し、道府県民税所得割の税率を四％、市町村民税所得割の税率を六％とする。

2 定率減税については廃止する。

3 1、2の改正は、平成十九年度分の個人住民税から適用する。

二、土地税制の改正

1 不動産取得税

土地及び住宅に係る税率を本則四％から三％に引き下げる措置を平成二十一年三月三十一日まで延長する。

2 固定資産税及び都市計画税

イ 商業地等に係る条例減額制度を延長する。

ロ 負担水準が低い土地についての負担調整措置を見直し、負担水準の均衡化を一層促進する措置を講じる。

三、地方たばこ税の改正

道府県たばこ税について千本あたり百五円、市町村たばこ税について千本あたり三百二十一円、税率をそれぞれ引き上げる。

四、所得譲与税の改正（所得譲与税法の一部改正）

- 1 平成十八年度の所得譲与税は、総額を三兆九十四億円とし、都道府県に対して二兆千七百九十四億円を、市町村に対して八千三百億円をそれぞれ譲与するほか、譲与基準を見直す。
- 2 平成十八年度をもって所得譲与税法を廃止する。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、平成十八年四月一日から施行する。